

## ＜学校において予防すべき感染症とその出席停止について＞

学校において予防すべき感染症にかかった生徒は、集団生活における流行を防ぐため、出席停止の措置をとらせていただきます。以下の書類の提出をお願いします。

- ・インフルエンザ → ①「インフルエンザによる出席停止願」保護者記入  
②受診を証明する書類の写しを添付（領収書や薬の説明書等）
- ・新型コロナウイルス感染症  
→ ①「新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止願」保護者記入  
②「健康観察表」を添付
- ・その他の感染症 → ①「登校許可書」医師記入  
②「感染症による出席停止願」保護者記入。

各用紙は、こちらからダウンロードできます。または保健室でも受け取ることができます。

病 名		出席停止期間
第一種（12種）		治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘（水疱瘡）	すべての発疹が、か皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、その他の医師において、感染の恐れがないと認められるまで。
第三種	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス及びパラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 例) 感染性胃腸炎、溶連菌感染症	
	伝染性紅斑（リンゴ病）	
	手足口病	

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

（学校保健安全法施行規則第19条）

令和 年 月 日

保護者 殿

山梨県立山梨高等学校  
校長 清水規与美

## 出席停止のお知らせ

連絡がありました疾患は、医師の登校許可が出るまで出席停止となります。  
出席停止期間は欠席日数に含まれませんので、十分に休養して下さい。  
登校の際には、下記の登校許可書を主治医に記入していただき、クラス担任へ提出して下さい。

## 登校許可書

生徒氏名 年 組

診 断 名	
出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 月 日
<p>上記疾病（学校感染症）により、上記の期間加療していましたが、治療が完了し、感染の恐れがなくなりましたので、登校を許可いたします。</p> <p>令和 年 月 日 医療機関 医師名 印</p>	

(教務保管)  
(写 保健室保管)

校 長	教 頭	教務主任	保健主事	学年主任	担 任

令和 年 月 日

山梨県立山梨高等学校  
校長 清水 規与美 殿

## 感染症による出席停止願

年 組 番 生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記により出席停止願を提出しますので、許可をお願いします。  
なお、受診を証明する書類は治療終了後、速やかに提出いたします。

1 感染症名

2 受診医療機関名

名称

TEL

3 期 間

令和 年 月 日( ) ~ 令和 年 月 日( )

(医師の許可書を添付してください。)